

取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備について

平成19年9月25日
株式会社東京証券取引所

項目	内容	備考
<p>・趣旨</p>	<p>当取引所では、有価証券の発行者が上場申請を行う場合には、幹事取引参加者の作成した推薦書等の提出を求めており、幹事取引参加者による調査を経た上で、当取引所の審査を行うこととし、もって上場有価証券の上場適格性を確保し、当取引所市場に対する投資者からの信頼を維持・向上することとしています。</p> <p>しかしながら、昨今、幹事取引参加者が調査を十分に行っていない事例が認められております。</p> <p>そこで、幹事取引参加者に求められる調査に係る内容及び体制等を明確化し、その水準を維持・向上する観点から、取引参加者規程を一部改正し、所要の整備を行うこととします。</p>	<p>・ 本対応は、先般公表された日本証券業協会「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング」報告書と基本的には同様の考え方に立って行うものです。</p>
<p>・概要</p> <p>1．上場適格性に係る調査の実施</p>	<p>幹事取引参加者は、有価証券の発行者が上場申請を行う際に提出する推薦書その他の有価証券上場規程（その特例を含む。以下同じ。）に基づき幹事取引参加者が作成することとされている書類の作成にあたり、予め上場申請者（その企業グループを含む。）の経営者の識見、内部管理体制及び業績その他の上場適格性に係る調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うことを規則上明確化します。</p> <p>幹事取引参加者が行うべき上場適格性調査の内容は、以下のとおりとします。</p>	<p>・ 幹事取引参加者とは、上場申請者の幹事証券会社である取引参加者をいいます。</p> <p>・ 上場適格性調査は、以下の有価証券を対象として行うこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株券 ・ 優先出資証券

項目	内容	備考
(1) 調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、上場申請予定の有価証券が、有価証券上場規程に定める上場審査基準に適合する見込みがあるかどうかについて、上場適格性調査を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国株預託証券 ・ 不動産投資信託証券 ・ 債券（外国又は外国法人が上場申請者である場合に限る。） ・ 上場適格性調査は、上場審査基準に適合する見込みがあるかどうかについて、合理的な根拠をもって説明しうる程度を行うことを求めることとします。 ・ 調査項目となる有価証券上場規程に定める上場審査基準のうち、実質的な審査に係る基準及びその取扱いについては、別表に掲げるとおりです。なお、現在、上場規則の体系整備を進めており、上場審査基準の規則体系についても今後見直しを行う予定です。
(2) 監査人からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、財務情報に関連する事項について上場適格性調査を行う場合には、上場申請者の財務計算に関する書類について監査を行う公認会計士又は監査法人から意見聴取を行うものとします。 	

項目	内容	備考
<p>(3) 幹事取引参加者の交代等があった場合の対応</p> <p>(4) 上場日までの企業動向の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、上場適格性調査を行うに当たって、事前に上場申請者が指名を予定していた幹事取引参加者の交代、選任していた若しくは選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた証券取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該上場申請者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとしします。 ・ 幹事取引参加者は、上場申請後、上場日までの間に、幹事取引参加者において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事項が認められた場合には、当該事項に係る内容を当取引所へ報告するものとしします。 	
<p>2 . 上場適格性調査の独立性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、上場適格性調査を的確に遂行できる人的構成を確保するとともに、独立した意見形成を行うために、次に掲げる事項のすべてを満たす組織体制を構築するものとしします。 <p style="margin-left: 40px;">上場適格性調査部門を設置すること。</p> <p style="margin-left: 40px;">上場適格性調査部門において上場適格性調査業務を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場申請者に対する指導業務に携わらないこと。</p> <p style="margin-left: 40px;">上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進部門及び上場指導部門を担当しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上場適格性調査部門」とは、上場適格性調査業務を行う部門をいいます。 ・ 「上場営業推進部門」とは、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務を行う部門をいいます。 ・ 「上場指導部門」とは、新規上場申請者に対する指導業務を行う部門をいいます。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の要件をすべて満たしていない場合でも、独立した意見形成を行うことができる体制が実質的に構築されていると当取引所が認めた場合には、上記の組織体制を構築しているものとみなします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立した意見形成を行うことができる体制が実質的に構築されているかどうかは、原則として、幹事取引参加者からの申請を受け、当取引所が必要と認めて行う考査等を通じて判断します。
3．社内規則等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、適正な上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を、社内規則等に定めることとします。 ・ 幹事取引参加者は、上場適格性調査を行った結果、推薦書その他の書類の作成を行った場合には、次に掲げる記録を作成し、5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとします。 <p style="margin-left: 40px;">上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析並びに評価の内容に係る記録。</p> <p style="margin-left: 40px;">上場適格性調査結果の形成過程に係る記録。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、上場適格性調査項目を調査するための手順に関する社内マニュアルを定めるものとします。 ・ 「社内規則」及び「社内マニュアル」については、適宜その内容を充実させるものとします。 ・ 「社内規則」については、当取引所へ提出するものとします。
4．社内検査の実施	幹事取引参加者は、上記の社内規則等の遵守状況について、定期的に社内検	

項目	内容	備考
	査を行うものとします。	
・実施時期	平成19年12月を目途に実施します。	

以 上